

国民健康保険からのお知らせ

●こんなときには14日以内に手続きを●

国民健康保険に入るとき

こんなとき	持ち物
他の市町村から転入してきた	印鑑、前年の所得がわかるもの、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
職場の健康保険をやめた	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
職場の健康保険の被扶養者から外れた	印鑑、被扶養者から外れた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書
生活保護を受けなくなった	印鑑、生活保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入する	印鑑、在留カードなど
ご注意 国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、保険料は資格取得日までさかのぼって課税されます。また、資格取得日から届出日までの医療機関受診について保険が適用されないことがあります。	

国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持ち物
他の市町村に転出する	印鑑、被保険者証
職場の健康保険に加入した	印鑑、国保と職場の両方の健康保険被保険者証
職場の健康保険の被扶養者になった	
国保の被保険者が死亡した	印鑑、被保険者証、喪主または施主の預金通帳
生活保護を受けるようになった	印鑑、被保険者証、生活保護開始決定通知書

その他

こんなとき	持ち物
退職者医療制度の対象になった	印鑑、被保険者証、年金証書
退職者医療制度は、会社などに勤めていた方が、退職後に、健康保険から国民健康保険へ移ることにより国民健康保険の医療費が増大することを是正するための制度です。この制度が適正に適用されなければ、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、余分な保険税負担につながりますので、未届けの方は届け出をお願いします。 ▶対象 国民健康保険に加入している65歳未満の方で、被用者年金（厚生年金・共済年金など）の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある年金受給者（受給資格のある方）およびその被扶養者	
同じ市町村内で住所が変わった	印鑑、被保険者証
世帯が分かれたり、一緒になったりした	
世帯主や氏名が変わった	
修学のため別に住所を定めた	印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証
被保険者証をなくした、汚れて使えなくなった	印鑑
病院などの施設入所のため他の市町村に転出し、病院などの施設に住所を定めた	印鑑、被保険者証、転出先の住民票、施設の入所証明書
介護保険が適用除外となる施設に入所される40歳～64歳の方	印鑑、入所証明書

※国民健康保険被保険者証交付には身分証明書の提示が必要です。運転免許証等（顔写真付きの証明がない場合は氏名確認ができるものを2種類）をお持ちください。

修学のため市外に転出する方へ 学生用被保険者証の交付手続きをしてください

- 持ち物 印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証

修学を終え、引き続き市外に住む方・社会保険に加入した方へ

喪失手続きをしてください

- 持ち物 印鑑、被保険者証、職場の健康保険に加入した方はその保険証など

勤務先の倒産や解雇などでやむをえず離職し、雇用保険を受給する方へ

国民健康保険税が軽減される制度があります

- 軽減内容 給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定
- 手続き 雇用保険受給者証と世帯主（申告者）の印鑑を持参し、国民健康保険グループまたは各支所にお越しください

問い合わせ 国民健康保険グループ ☎(85) 1771